

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年9月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000050号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000032号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年6月15日の標準賞与額を2万6,000円、同年12月14日の標準賞与額を5万9,000円に訂正することが必要である。

平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月15日
② 平成24年12月14日

私は、A事業所から請求期間①及び②の賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。各請求期間に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成24年6月分及び同年12月分賞与の支給明細書並びにA事業所から提出された請求者に係る平成24年分賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において同事業所から賞与を支給され、事業主により当該賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の支給明細書及び貸金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は2万6,000円、請求期間②は5万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000025号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000033号

第1 結論

請求期間について、請求者の船舶所有者A氏における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年12月29日から昭和46年5月6日まで

私は、請求期間に、B市のA氏が所有する漁船のC丸にD職として乗り組んでいたが、国の記録によると、船員保険被保険者期間となっていない。船員手帳を提出するので請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された船員手帳によると、請求者は、請求期間にA氏が所有するC丸にD職として雇い入れられていた記載が確認できる上、船員保険の船舶所有者名簿によると、請求期間当時、同氏が船員保険の適用船舶所有者であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A氏は既に死亡していることから、請求期間に係る請求者の勤務実態及び船員保険の届出並びに請求者に係る船員保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、船員保険被保険者名簿等により請求期間にC丸に乗船したことが確認できる者のうち、船長及び所在が確認できる同僚8人に文書による照会を行ったところ5人から回答があり、いずれも請求者を覚えていないとしている。

さらに、請求者の船員保険被保険者原票に請求期間に係る船員保険被保険者記録は無い上、請求期間に係る船舶所有者A氏のC丸における船員保険被保険者名簿及び昭和45年12月18日から昭和46年5月11日までに船舶所有者A氏において船員保険被保険者資格を取得した26人の船員保険被保険者原票に、請求者の氏名は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る船員保険料を給与から控除されたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000043号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000034号

第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成18年7月25日

A社から、請求期間①から⑥までに現金手渡し又は商品券で賞与が支払われていたと思うが、当該賞与に係る年金記録が無いので、各請求期間の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成21年10月2日に閉鎖されており、請求期間①から同社が閉鎖されるまでの間の複数の代表取締役のうちオンライン記録において所在が確認できた4人に照会したところ回答があった1人は、請求者に係る資料を保管していない旨回答している上、同社の破産管財人は、同社に係る資料は破産手続が終結し全て廃棄した旨回答していることから、請求期間①から⑥までに係る請求者の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者が、請求期間①から⑥までの賞与は現金手渡し又は商品券で支払われていたと思う旨陳述していることについて、A社のオンライン記録により請求期間①から⑥までに厚生年金保険被保険者であり、請求者が氏名又は姓のみを挙げた

3人、当該3人のうち1人が経理及び社会保険事務担当者として姓のみ挙げた者と同姓の者の計4人に照会したところ全員から回答があり、賞与の支払い方法について、4人全員が、商品券で支払われたことはなく、振込みで支払われた旨回答しているところ、当該経理及び社会保険事務担当者とされる者は、賞与が少額の場合は現金手渡しもあったかもしれない旨回答している。

さらに、請求者は、賞与明細書は受け取っていない旨陳述しているところ、上記4人全員が、賞与が支払われた場合は賞与明細書が発行されていた旨回答している。

加えて、請求者はB業務であった旨陳述しているところ、請求者が名前又は姓のみを挙げた3人は、請求期間①から⑥まで当時、B業務には賞与が支払われていなかった旨回答しており、そのうちの2人は、B業務に賞与が支払われなかった理由として、A社の業績が悪化していたためである旨回答している。

また、請求者の預金口座があるC銀行から提出された「預金取引明細表（当座・普通・貯蓄・納税）」によると、請求期間①から⑥までを含む平成15年1月から平成18年12月までの期間において、毎月25日頃に「給振」と記載されている入金が確認できるところ、1か月内に2回の「給振」の記載及び「給振」以外の賞与と考えられる入金の記載は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間①から⑥までの賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、請求者から提出された平成15年分から平成18年分までの給与所得の源泉徴収票及び上記「預金取引明細表（当座・普通・貯蓄・納税）」からは、賞与が支払われたことは確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000044号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000035号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所又はB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社又はF事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年5月から昭和31年4月まで
② 昭和31年4月から昭和32年12月まで
③ 昭和46年4月から昭和47年11月まで
④ 昭和48年7月から昭和50年9月まで

請求期間①について、私は、H県I市のJ市場内に所在したA事業所又はB事業所(以下「K事業所」という。)に勤務し、Lの仲買人商をしていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間①を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、H県M市N地区に所在したO事業所又はP事業所に勤務し、Qの販売をしていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間②を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、私は、R県S市に所在するE社又はF事業所に勤務し、Tの製造販売をしていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間③を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

い。

請求期間④について、私は、S市に所在したG社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間④を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求期間①当時のK事業所の事業主であったとして請求者が名前を挙げたU氏について、オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、特定することができず、所在を確認できないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、請求者の次兄がK事業所に勤務していたので、自分も同事業所へ勤務し、次兄の元妻はU氏の子であった旨陳述していることから、次兄及びその元妻に対し照会文書を送付したが、次兄については、「あて所に尋ねあたりません」として返戻され、次兄の元妻からは、K事業所の事業主の親族であったか及びK事業所についての回答は得られなかったことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

さらに、請求期間①当時、J市場は、I市V地区に所在していたところ、閉鎖事項全部証明書によると、I市V地区に所在し、Lの販売業を目的とするW社が昭和42年6月16日に成立していることが確認できる。同社に照会文書を送付したところ、同社は、J市場でU氏が行っていたL業を承継したが、請求期間①当時のB事業所について知っている者はおらず、請求者に係る資料も保管していないため、請求期間①当時のB事業所が厚生年金保険の適用事業所であったか並びに請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の届出、保険料の納付及び保険料の控除については不明である旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求期間①においてK事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、事業所別被保険者名簿によると、W社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和44年7月1日であることが確認できる。

また、X法務局は、I市V地区において、W社以外のK事業所に係る登記簿は見当たらない旨回答している上、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

請求期間②について、閉鎖登記簿謄本によると、請求者が勤務していたとする事業所と名称及び所在地が符合し、請求期間②当時の事業主の子であるとして請求者が名前を挙げた者と同姓同名の者が元代表取締役であったC社が昭和24年3月5日に成立していることが確認できるところ、D社は、請求期間②当時、P事業所と

いうQ店を経営していた旨回答している。

しかしながら、D社は、請求期間②当時の経営者は既に亡くなっている上、Q店は昭和58年に廃業しているため資料が無く、請求期間②当時のP事業所を知っている関係者もいないため、請求期間②当時のP事業所については不明である旨回答している。また、閉鎖登記簿謄本によると、前述の元代表取締役は既に亡くなっていることが確認できることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、D社は、平成27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②において、C社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、請求者は、前述の元代表取締役のほか同僚二人の名前を挙げているが、姓のみしか覚えていない旨陳述していることから、当該同僚を特定することができないため、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

請求期間③について、履歴事項全部証明書によると、E社は、昭和62年7月16日に成立していることが確認できるところ、同社は会社成立前の請求期間③当時は、個人事業でY事業所であったが、請求者は請求期間③において同店に勤務していない旨回答している。

また、E社は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、会社組織になってからであり、請求期間③当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨回答している上、事業所記号簿及びオンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年10月1日であることが確認でき、請求期間③において、同社及びF事業所並びにY事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、請求者が請求期間③当時のE社又はF事業所の事業主であったとする請求者の長兄は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の納付並びに保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間③に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

請求期間④について、閉鎖登記簿謄本によると、G社は、平成元年12月3日に解散している上、オンラインシステムにより、同社の元代表取締役の氏名検索を行ったが、特定することができず、所在を確認できないことから、当該登記簿謄本により確認できる元代表取締役の住所あてに照会文書を送付したが、「あて所に尋ね

あたりません」)として返戻されたため、請求者の請求期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の納付並びに保険料の控除について確認できない。

また、請求者が名前を挙げた上司及び同僚の二人について、オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、特定することができず、所在を確認できないことから、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

さらに、事業所記号簿及びオンライン記録によると、G社は、昭和58年10月15日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間④において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間④に係る給与明細書等の保険料の控除について確認できる資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。